

飼養衛生管理基準の改正に当たり検討すべき要点

1. 改正の方向性

我が国における26年振りのCSFの発生及びアジア地域でのASFの感染拡大を踏まえ、本年4月3日、新たな家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）が公布された。また、それに先立ち、同年3月9日に、新たな飼養衛生管理基準（豚、いのしし）が公布されたところ。

今回の飼養衛生管理基準の見直しに当たっては、新法を踏まえた豚等基準の改正を検討した上で、この結果を基に、他畜種に基準へ反映する点、反映しない点を検討することとしたい。なお、「飼養衛生管理基準における大臣指定地域の考え方」は別紙のとおり。

2. 豚等基準に関する主な検討事項

新法を踏まえ、以下の点を改正。（【 】内は該当項目）

- (1) 管理者を飼養衛生管理者に修正する。【1、5】
- (2) 飼料安全法に基づくことを明記する。【21】

21 処理済みの飼料の利用

飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、当該処理が行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

- (3) 大臣指定地域に指定された場合の放牧場、パドック等における舎外飼養の中止を明記する。【28】

28 畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、**放牧場、パドック等における舎外飼養を中止し**、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

3. 他畜種の飼養衛生管理基準に関する主な検討事項

豚等基準にある項目のうち、特に検討を要する項目を枠内に示し、他畜種の基準へ反映する点、反映しない点を検討。

I 家畜防疫に関する基本的事項

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) ～(6) 略
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) ～(9) 略

⇒【馬】野生の感受性動物の生息が想定されないため、(1)の狩猟の禁止事項については、**反映しない**。また、愛玩動物により

持ち込まれる重大疾病の病原体は想定されないため、(7)についても、**反映しない**。

5 通報ルールの作成等

飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあつては当該管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

⇒【馬】馬には通報の対象となる家伝法上の特定症状がないため、**反映しない**。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、いのしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、26及び28について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

⇒【牛】大臣指定地域を設定するため、**反映する**。

【家きん、馬】大臣指定地域を設定しないため、**反映しない**。
それぞれの考え方については、別紙参照。

9 放牧制限の準備

放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

⇒【牛】口蹄疫の場合、空気伝播により感染が拡大するため、畜舎での隔離、出荷や移動の準備を行うことは有効と考えられるため、**反映する**。

【家きん】屋外飼育であっても防鳥ネットの設置は常時義務付けられているため、**反映しない**。

【馬】野生の感受性動物の生息が想定されないため、**反映しない**。

10 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

⇒【馬】と殺の義務が課せられる疾病はないので、**反映しない**。現行基準においても馬のみ埋却に関する項はない。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

⇒【馬】愛玩動物により持ち込まれる重大疾病の病原体は想定されないため、**反映しない**。

12 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

⇒【馬】馬は密飼いの飼養実態が確認されていないため、**反映しない**。

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

14 他の畜産関係施設等に立ち込んだ者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち込んだ者（当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

⇒【牛】大臣指定地域を設定するため、反映する。

【家きん、馬】大臣指定地域を設定しないため、一部反映しない。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

⇒【馬】新基準を反映する。なお、現行基準では車両を除き、衛生管理区域に入る際の消毒や靴の交換を義務としていない。

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

⇒【牛、馬】新基準を反映する。ただし、車内における交差汚染の防止措置をどこまで求めるかは要検討。

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

⇒【馬】新基準を反映する。ただし、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととする期間は要検討。

21 処理済みの飼料の利用

飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、当該処理が行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

⇒【牛】飼料安全法で規制されているため、**反映しない**。

【家きん、馬】食品残さの飼料給餌を介し持ち込まれる病原体が想定されないため、**反映しない**。

22 安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

⇒【牛】大臣指定地域を設定するため、**反映する**。

【家きん、馬】大臣指定地域を設定しないため、**反映しない**。

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼育施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

⇒【牛】**防護柵の設置**は一定の効果はあるものの、飼養管理の実態を踏まえ、**反映しない**。なお、口蹄疫の発生時にはリスクの高まりに対する追加措置等により対応する。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

⇒【牛、馬】靴により機械的に病原体が持ち込まれるのを防ぐため、畜舎の出入口で靴の履替え又は踏込消毒を実施することとし、一部を反映する。

【家きん】感染野鳥が持ち込んだ病原体が衛生管理区域内で定着する可能性があり、畜舎内に持ち込まれる可能性があるため、反映する。

28 畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、**放牧場、パドック等における舎外飼養を中止し**、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

⇒【牛】別紙参照。大臣指定地域においては、衛生管理区域外からの感染防止対策に絞って追加的防疫措置を実施するが、野外飼育はリスクが高いため、その禁止を反映する。

29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

⇒【牛、馬】野鳥により、機械的に病原体を持ち込むことを防ぐべき、重大疾病の病原体が想定されないため、**反映しない**。ただし、現行基準にある、死体を保管する場合への野生動物の侵入防止措置は残す。

31 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

⇒【牛】ねずみ及びはえ等の害虫の駆除の規定部分を**反映する**。
【馬】ねずみにより、機械的に病原体を持ち込むことを防ぐべき、重大疾病の病原体が想定されないため、**反映しない**。

以上